

《全世帯対象》物価高騰等に対する経済支援

水道料金の基本料金を **6ヵ月間ゼロ** にします

コロナ禍における物価高騰等に対する町民の皆様の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を全額減免（全世帯対象）します。

対象期間は、7月から12月請求分（6月から11月使用分）です。検針時にお配りしている「使用水量・料金等のお知らせ」をご確認いただき、記載されている減免前の水道料金から、お客様が契約されている口径の基本料金を差し引いた金額をご請求させていただきます。

水道料金については、10月請求分から料金改定（値上げ）をさせていただきます。そのため、基本料金（減免金額）については、7月から9月請求分と、10月から12月請求分で金額が異なります。詳しくは、裏面の「請求金額（減免金額）の確認方法」をご覧ください。

なお、この減免について、お客様の手続きは不要です。

本事業は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。

【注意事項】

- ・「使用水量・料金等のお知らせ」には、減免前の金額が記載されています。
- ・減免の対象期間において、使用水量が基本水量内（月8m³以下）の場合には、水道料金のご請求はありません。
- ・下水道使用料は減免対象外となります。

（裏面もご確認ください）

請求金額（減免金額）の確認方法

使用水量・料金等のお知らせ

様

お客様番号	口径
メーター番号	用途
検針員	

今回指針	m ³
前回指針(-)	m ³
旧メーター使用料(+)	m ³
使用水量	m ³
水道料金	円
下水道使用料	円
合計料金	円

上記金額を引き落とししました。
※口座引落としの方のみ

大洗町長 国井豊 印

※このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(裏面もご覧ください)

ステップ①

水道メーターの検針時に配布している「使用水量・料金等のお知らせ」に記載のある契約口径を確認してください。

ステップ②

下表から該当する口径の基本料金を確認してください。7月から9月請求分は表①、10月から12月請求分は表②をご覧ください。

ステップ③

「使用水量・料金等のお知らせ」に記載のある水道料金からステップ②で確認した基本料金を差し引いた額をご請求させていただきます。

- ※ 「使用水量・料金等のお知らせ」には減免前の金額が記載されています。
- ※ 下水道に接続されている方は別途下水道使用料が加算されます。

表① 7月から9月請求分はこちらをご覧ください

基本料金（減免金額／月額）

（円／税込み）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
金額	1,166	1,342	1,793	2,695	3,586	5,379	10,758	17,930	35,860

表② 10月から12月請求分はこちらをご覧ください

基本料金（減免金額／月額）

（円／税込み）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
金額	1,485	1,705	2,343	3,520	4,686	7,029	14,058	23,430	46,860

お問い合わせ先

大洗町上下水道課

029-267-5125